

第3章 社会的自立に困難等を有する青少年やその家族等への支援	68
第1節 青少年の相談・支援体制	68
1 若者総合相談支援事業（生活文化スポーツ局）	68
2 総合的な相談機関等	68
(1) 教育相談（教育庁）	68
(2) 児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口（教育庁）	69
(3) 児童虐待を防止するためのLINE相談（福祉局）	69
(4) 子供家庭支援センター事業（補助）（福祉局）	69
(5) 子供家庭在宅サービス事業（福祉局）	70
(6) ファミリー・アテンダント（子供政策連携室）	70
(7) 子供・子育てメンター「ギュッとチャット」（子供政策連携室）	70
(8) 学童クラブ事業への助成（福祉局）	70
(9) 児童相談所における相談（福祉局）	71
(10) ふれあい心の友（メンタルフレンド）派遣事業（福祉局）	71
(11) 思春期の精神保健福祉相談（福祉局、保健医療局）	71
(12) 少年相談体制（警視庁）	71
(13) 東京ユースヘルスケア推進事業（福祉局）	73
(14) ユースヘルスケア普及啓発（子供政策連携室）	73
(15) ヤングケアラー普及啓発事業（子供政策連携室）	73
(16) 東京都こどもホームページ（子供政策連携室）	74
(17) 子供の意見を聴く仕組み（子供政策連携室）	74
(18) 子供に関する定点調査「とうきょう こども アンケート」（子供政策連携室）	74
3 行政機関以外の相談体制（福祉局）	74
第2節 児童虐待等からの救済	74
1 児童虐待防止対策	74
(1) 児童相談所の体制整備（福祉局）	74
(2) 家族再統合のための援助事業（福祉局）	75
(3) 要保護児童対策地域協議会の設置（福祉局）	75
(4) 母子保健事業（福祉局）	75
(5) 子供の権利擁護（福祉局、政策企画局）	76
2 被害少年保護活動（警視庁）	76
第3節 いじめ対策（教育庁）	77
第4節 青少年の自立できる環境づくり	77
1 社会的養護を必要とする青少年への支援（福祉局）	77
2 地域における若者の自立等支援体制の整備（生活文化スポーツ局）	79
3 ひきこもりに係る支援（福祉局）	79
4 非行少年等の立ち直り支援（生活文化スポーツ局）	80

第3章 社会的自立に困難等を有する青少年やその家族等への支援

第1節 青少年の相談・支援体制

近年、就労や就学に至らない若年者の問題が、社会的な関心を集めている。これらの若年者は、就職や就学自体を希望しない者、社会との関係を築けずに自宅以外での生活の場を失った者、また少年院等を出院し地域での生活に困難を有する者など、その様子は様々である。

こうした若年者の実態を把握し、自立支援に向けた取組を進めるため、次の事業を実施している。

1 若者総合相談支援事業（生活文化スポーツ局）

若者を取り巻く環境は、同世代人口の減少、家族構成の多様化、メディアや情報通信技術の普及・発展など、めまぐるしく変化し、社会的自立に困難を有する若者のもつ背景はこれまで以上に複雑化・深刻化している。このため、若者からの幅広い分野にまたがる相談を一次的に受け付ける若者総合相談支援事業を実施している。

○事業開始年度 平成29年度

(1) 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しするため、東京都若者総合相談センター「若ナビα」を運営している。「若ナビα」では、若者本人やその

保護者等を対象に、電話相談、メール相談、LINE相談及び面接相談（オンラインを含む）を行っている。なお、メール及び面接相談は、英語、中国語及び韓国語の3つの外国語にも対応している。令和4年4月からは、相談者にとってより利用しやすい環境となるよう電話・LINE相談の相談時間を23時まで延長している。

※東京都若者総合相談センター「若ナビα」の詳細は以下の通り。

<https://www.wakanavi-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/>

(2) 支援機関・団体との連携の強化

若年支援の現場で課題に直面している支援者に対し、ノウハウの提供や助言等の支援者支援を実施するとともに、東京都子供・若者支援協議会等を活用し、若ナビαと支援機関・団体との一層の連携強化を図る。



2 総合的な相談機関等

(1) 教育相談（教育庁）

東京都教育相談センターでは、幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供本人やその保護者等からの、いじめ、不登校、友人関係、発達障害、自傷行為等に関する相談及び、都立高等学校への進級・進路・入学相談などに対応している。

令和5年度の電話相談、来所相談、メール相談及びSNS等教育相談の相談総回数は、約39,000回であった。このほかに、学校（園）、区市町村教育委員会、教育相談

機関その他教育関係機関からの要請を受け、所員をはじめ、専門家アドバイザースタッフ等を派遣し、児童・生徒等の教育上の問題についての相談、問題解決に関する助言及び学校の教育相談機能の向上や教職員の資質向上に寄与している。

また、東京都全体の教育相談体制の充実を図るため、区市町村教育相談所等との連携事業として教育相談主管課長連絡会や教育相談担当者連絡会などを開催し、心理職、教育相談機関相談員、指導主事等を対象にした講義や情報・意見交換を推進している。

さらに、青少年リスタートプレイス、思春期サポートプレイスを設置している。

ア 青少年リスタートプレイス

高等学校を中途退学、又は就学経験のない方及び不登校の状態にある方や登校しづらい方等とその保護者を対象に、都立高校への就学を支援する。

イ 思春期サポートプレイス

主に思春期の不登校やひきこもり状態にある子供について、講演会やグループミーティングを通して保護者等と一緒に考えていく。

(2) 児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口（教育庁）

教職員等による児童・生徒へのわいせつな行為、セクシュアル・ハラスメント、その他不適切な行為を早期に発見するため、男女の外部弁護士による第三者相談窓口を設置し、都内の公立学校に通う児童・生徒、保護者、教職員等からの相談を受け付けている。また、都内の全公立学校に「相談シート」を配布し、性暴力のみならず、おかしいな、モヤモヤするな、イヤだなと思ったら相談することを呼びかけている。

令和5年度は、電話・メール・相談シートを合わせて1,011件の相談が寄せられており、そのうち、教職員による児童生徒性暴力が疑われる相談が28件あった。

【相談対応時間】

月、火、木曜日：午後3時から午後6時まで

土曜日：午前9時から正午まで

(3) 児童虐待を防止するためのLINE相談（福祉局）

児童虐待の未然防止を図るため、近年、コミュニケーション手段として浸透しているソーシャルメディアのうち、最も利用されているアプリ（LINE）を活用した相談窓口を設置し、子供や保護者がよりアクセスしやすい相談体制の確保を図っている。

【対象】

18歳未満の児童とその保護者

【相談対応時間】

平日 9時から23時まで（受付は22時30分まで）

土・日・祝 9時から17時まで

LINE公式アカウント

親子のための相談LINE



（友だち登録用QRコード）

(4) 子供家庭支援センター事業（補助）（福祉局）

都は、「子供家庭支援センター」を運営する市町村に対し、補助を行っており（特別区分については財調）、この事業の展開により、「子供家庭支援センター」を、地域の子供と家庭に関する相談・支援の中核的なコーディネート機関として機

能させることを目的としている。令和6年5月1日現在の実施区市町村は23区26市5町7村である。

「子供家庭支援センター」は、区市町村における子育て支援の中核として、関係機関と連携しながら、子供と家庭に関する相談を行うとともに、ショートステイ、トワイライトステイなどのサービスを提供・調整し、地域の子供と家庭を総合的に支援している。

また、ボランティアの育成や地域での育児サークルなどの支援を行っている。

相談状況

子供家庭支援センターへの相談は増加傾向にあり、令和4年度における相談内容としては、児童虐待相談が最も多くなっている。ついで、児童虐待以外の養護相談、その他の相談、育児・しつけ相談等が挙げられ、これらの相談件数は全体の相談件数の9割を占めている。

(5) 子供家庭在宅サービス事業（福祉局）

地域における子供と家庭の支援を図るため、区市町村においては下記の事業等を実施している。

なお、令和6年4月1日現在の実施区市町村はショートステイ事業が23区26市2町、トワイライトステイ事業が16区9市である。

ア ショートステイ事業

保護者の疾病等により児童の養育が困難な場合や親子が緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において預かる、又は保育士等を派遣する。

イ トワイライトステイ事業

保護者が仕事等の理由で恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で児童の世話が困難な場合に、児童福祉施設等においておおむね夜10時頃まで預かる、又は保育士等を派遣する。

(6) ファミリー・アテンダント（子供政策連携室）

子育て家庭の孤独・孤立対策を強化するため、地域の民間団体等の人材を活用した家庭訪問等を通じ、日常的な不安・悩みに寄り添い、継続支援するアウトリーチ型支援を展開する。

(7) 子供・子育てメンター「ギュッとチャット」（子供政策連携室）

子供や子育て家庭の孤独・孤立を予防するため、日常的な不安や悩みを気軽に相談できるチャット相談事業を実施する。SNS等を活用して相談相手を選択・継続して相談することが可能で、AI等の技術を併用し異常検知等のリスク管理を実施するなど、安心して利用できるような心の拠り所となる居場所づくりを推進する。

(8) 学童クラブ事業への助成（福祉局）

保護者が、労働等により昼間家庭にいない、都内小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としている。

学童クラブは、令和5年5月1日現在、1,958か所、登録児童数132,648人である。東京都では学童クラブの設置促進を図るため、区市町村に対して運営費等の補助を行っている。

(9) 児童相談所における相談（福祉局）

児童相談所は、区市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子供の成長発達を具体的に保障することを目的として児童福祉法に基づき設置されており、①子供に関する相談、診断、指導、②児童福祉施設への入所措置、里親等への委託等の業務を行っている。現在都内には、児童相談センター、江東、品川、杉並、北、足立、立川、小平、八王子、多摩、練馬（R6.6.1～）の11児童相談所及び、緊急に児童の保護を必要とする場合などのための一時保護所が設置されている。

近年は、児童虐待に関する相談件数の急増など、子供を取り巻く環境が大きく変化し、子供に関する問題も複雑化・多様化している。

これに対応して各児童相談所では、専門職員（児童福祉司、児童心理司、精神科医、福祉職等）により適切な相談・診断に基づいて指導及び措置を行っている。

(10) ふれあい心の友（メンタルフレンド）派遣事業（福祉局）

様々な社会不適応を示し、家に閉じこもりがちな児童に対する児童相談所の訪問指導等の一環として、児童の兄又は姉の年代にあたるボランティアをメンタルフレンドとして派遣する。児童とのふれあいの中で児童の自主性、社会性等の伸長を援助することにより、児童処遇の一層の充実を図り、併せて青年の社会活動への参加を促す一助とする。

(11) 思春期の精神保健福祉相談（福祉局、保健医療局）

都保健所では、思春期や青年期の心の問題に関して、保健師や専門医等による相談や本人及びその家族によるグループワークなどを行っている。

また、中部総合精神保健福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター及び精神保健福祉センターにおいては、保健所その他関係機関に対する技術指導・援助や精神保健福祉業務従事者に対する教育研修などを行うとともに、複雑困難な相談事例については直接センターで相談及び訪問指導を行っている。

さらに、都立小児総合医療センターにおいては、不登校、自閉症、情緒不安定など、子供の精神保健に関する相談、支援及び診療を行っている。

(12) 少年相談体制（警視庁）

自分の悩みや困りごとを誰にも相談できずに困っている少年からの相談や子供の非行問題で悩む保護者等からの相談、恐喝や性的犯罪等の被害に関する相談に応じるため、警視庁では少年センターでの来所相談のほかに電話による相談窓口（ヤング・テレホン・コーナー03-3580-4970及び新宿少年センター総合電話相談室03-5348-3415）を開設している。

少年センターの所在地

名 称	活動区域
大森少年センター 〒143-0015 大田区大森西5-17-23 ☎03(3763)0012	千代田、中央、港、品川、大田の5区及び大島、新島、三宅島、八丈島、小笠原の5島
世田谷少年センター 〒154-0023 世田谷区若林4-5-17 ☎03(3419)0019	
新宿少年センター 〒169-0074 新宿区北新宿4-6-1 東京都子供家庭総合センター5階 代表・来所相談受付☎03(3227)8335 総合電話相談室☎03(5348)3415	新宿、中野、杉並の3区
巣鴨少年センター 〒170-0002 豊島区巣鴨3-19-7 ☎03(3918)9214	文京、豊島、北、板橋、練馬の5区
台東少年センター 〒110-0002 台東区上野桜木2-12-7 ☎03(3828)1044	台東、荒川、足立の3区
江戸川少年センター 〒132-0021 江戸川区中央3-4-4 ☎03(3651)8567	江東、墨田、江戸川、葛飾の4区
立川少年センター 〒190-0023 立川市柴崎町2-14-10 ☎042(522)6938	昭島、立川、国立、東大和、武蔵村山、府中、小金井、西東京、国分寺、東久留米、小平、東村山、清瀬、武蔵野、三鷹、調布、狛江の17市
八王子少年センター 〒192-0364 八王子市南大沢1-155-4 ☎042(679)1082	青梅、あきる野、福生、羽村、八王子、町田、日野、多摩、稲城の9市、奥多摩、日の出、瑞穂の3町及び檜原村



少年相談の受理状況

- 令和5年中の少年相談の受理件数は、6,550件であった。
- 相談内容では、「しつけ」が743件（11.3%）、「学校問題」が555件（8.5%）、「交友」が534件（8.2%）であった。

○男女別では、男子に関する相談が3,780件（57.7%）、女子に関する相談が2,770件（42.3%）と、男子に関してのことが多い。

ヤング・テレホン・コーナー（電話相談）の受理状況等

○令和5年中にヤング・テレホン・コーナーの受理した件数は1,454件で、前年比74件（5.4%）増加した。受理件数のうち、成人（保護者等）からの相談が72.6%を占めた。

(13) 東京ユースヘルスケア推進事業（福祉局）

性に関することを含む思春期特有の健康上の悩みに看護師等の専門職が応える相談窓口「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」を開設している。

【対象】

都内に在住・在学・在勤の中学生以上の10代の方

【電話相談】0120-372-463（みんなによりそう）

ホームページ QRコード

（開設日時）

毎週火・水・金曜日 15時から20時まで

毎週日曜日 9時から14時まで

（元日を除く）

【メール相談】ホームページ内メールフォームより随時受付

（回答日時）

毎週火・水・金曜日 15時から20時まで

毎週日曜日 9時から14時まで

（元日を除く）

【対面相談】

（会場）

渋谷BLDG（東京都渋谷区渋谷二丁目2-17TranceWORKS青山ビル）

（開設日時）

毎週月・木曜日 15時から20時

毎週土曜日 11時から16時

（年末年始を除く）

※多摩地域でも毎月数回実施（詳細はホームページを参照）



(14) ユースヘルスケア普及啓発（子供政策連携室）

思春期に知っておきたい健康管理情報を、10代の子供・若者（ユース）目線で発信するホームページを保守、運営する。

また、10代へのユースヘルスケアの普及促進のため、SNS発信やインフルエンサーとのコラボなどの広報を展開する。

(15) ヤングケアラー普及啓発事業（子供政策連携室）

ヤングケアラーについて理解を深めてもらうため、制作した専用ホームページ「ヤングケアラーのひろば」を戦略的に広報していく。

(16) 東京都こどもホームページ（子供政策連携室）

子供と都政をつなぐ新たな情報プラットフォームとして、未来を担う子供に、楽しみながら東京の魅力・都政への関心を高めてもらう。

(17) 子供の意見を聴く仕組み（子供政策連携室）

子供を取り巻く環境や課題は複雑化・複合化するとともに刻々と変化することから、多様な手法を用いて子供の意見を取り入れ、政策を弾力的にバージョンアップしていく。

(18) 子供に関する定点調査「とうきょう こども アンケート」（子供政策連携室）

福祉、教育など、従来の行政分野の枠組みに捉われることなく、子供に関する実態や意識の変化を把握するため、定点調査「とうきょう こども アンケート」を実施する。

3 行政機関以外の相談体制（福祉局）

(1) 民生委員・児童委員、主任児童委員活動

民生委員は、民生委員法により都内の各地域に一定の世帯数ごとに配置され、児童福祉法により児童委員を兼ねている。

民生委員・児童委員（区域担当）の令和5年4月1日現在の現員は8,526人である。

民生委員・児童委員は、地域住民の生活状況等を適切に把握し、その福祉に関する様々な相談に応じており、児童及び妊産婦の保護、保健、その他福祉サービス利用についての情報提供や、各種関係機関への橋渡しなどの必要な相談援助活動も行っている。

また、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と民生委員・児童委員との連絡調整及び援助・協力を行う主任児童委員も配置されている。主任児童委員の令和5年4月1日現在の現員は741人である。

※現員数は、中核市である八王子市を除いている。

第2節 児童虐待等からの救済

1 児童虐待防止対策

(1) 児童相談所の体制整備（福祉局）

平成28年に改正された児童福祉法等により、児童が権利の主体であることや国・都道府県・区市町村の役割が明確化され、平成29年の法改正では、被虐待児童等の保護者に対する指導への司法関与や家庭裁判所による一時保護の審査が導入された。

また、令和元年の法改正では、親権者等による児童への体罰を禁止したほか、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置を講ずることが明記された。

都はこれまで、児童虐待等に迅速かつ的確に対応できるよう、平成15年度に各児童相談所に設置した虐待対策班に対して、平成27年度以降、集中的に職員を配置し、虐待通告を受けてからの情報収集、児童の安全確認、保護者対応等、援助方針の決定に至るまで専任のチームで行う体制を強化するなど、計画的に体制強化を図ってきた。

また、緊急ケースに土曜日、日曜日及び祝日（年末年始を含む）にも対応する相談窓口を設置し、365日切れ目のない相談体制を確保してきた。

現在、増加する児童虐待相談に対応するため、児童相談所の児童福祉司や児童心理司等をさらに増員しており、また、人材育成等を担う児童福祉及び児童心理の専門課長の設置・増員や、新任職員への個別指導等を担う児童福祉司や児童心理司のOBの設置・増員を行っているところである。

また、一時保護所については、令和3年度に定員を237名から250名に拡大し、4年度から民間事業者を活用した一時保護受入体制強化事業を実施している。引き続き、ハード・ソフトの両面において体制強化を図っていく。

さらに、平成31年4月に施行された「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」において、体罰によらない子育ての重要性を明記し、その普及啓発に努めているところである。

(2) 家族再統合のための援助事業（福祉局）

様々な要因から不適切な養育に至ってしまった親と、その子供等に対して、各種のグループ療法を実施し、家族関係の再統合支援を行う。

ア 家族合同グループ心理療法「おたまじゃくし」

主に児童養護施設に入所中の幼児・小学生の子供とその家族を対象として、親グループではペアレントトレーニングを取り入れながら子供の接し方を学び、子供グループではセカンドステップ等の心理教育を取り入れた学び・遊びを行っている。

イ 親グループ・カウンセリング「いいな」「多摩いいな」「やっほー」

「語る」ことや「聴く」ことを大切にしているグループで、語る言葉をありのままに受け止められることで、安心感や心地よさを体験すると共に、様々な気づきを得ることを支援する。「母親グループ」と「父親グループ」に分けて実施している。

ウ CARE グループ

子供と大人の絆を深めるためのプログラムで、養育者が、子供との関係を良好にするためのソーシャルスキルの学びを実施している。

エ 幼児グループ「てんとうむし」

愛着関係が重要とされる時期に施設入所している幼児に対するケアとして実施している。現養育者に対する信頼感や安心感を深め、愛着形成を促進するとともに、現養育者には傷つきのある子供の状況を理解し、適切な関わり方の学びを実施している。

(3) 要保護児童対策地域協議会の設置（福祉局）

都において虐待や非行等の要保護児童の早期発見、適切な保護を行うため「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との連携・協力を強化している。

(4) 母子保健事業（福祉局）

全数の母子を対象とする母子保健事業のポピュレーションアプローチの強みを活かし、区市町村で実施している妊婦への面接や、乳幼児健康診査や訪問事業等の各種母子保健サービスの場において、育児支援や児童虐待予防の視点をもって、要支援家庭の早期発見・早期対応に努めている。

(5) 子供の権利擁護（福祉局、政策企画局）

ア 子供の権利擁護専門相談（福祉局）

子供たちからの幅広い相談等をフリーダイヤルの電話で受け、深刻な権利侵害事例については、子供の権利擁護専門員が事実関係の調査や関係機関との調整などの活動を行い、子供の福祉向上と権利の擁護を図っている。また、児童相談所が関わる子供が措置等について児童福祉審議会に申し立てる場合に、本事業を活用する。

フリーダイヤル 0120-874-374（はなしてみなよ）

相談受付時間 平日 9時から21時まで

土・日・祝 9時から17時まで（年末年始を除く）

イ 被措置児童等虐待対応（福祉局）

里親、児童福祉施設等で生活している児童（被措置児童等）が、職員等から、虐待と疑われる行為を受けた場合、児童本人からの届出や、それを発見した第三者からの通告を受理する窓口を設置し、事実確認のための調査を実施するとともに、必要な場合は、組織に対する指導、助言等を行い、児童の権利擁護を図っている。

ウ 各種媒体を通じた広報（政策企画局）

子供の人権や子供を取り巻く現状・問題点等について、都民の理解と認識を深めるため、東京都提供のテレビ・ラジオ番組や「広報東京都」、東京都ホームページなどの広報媒体を活用して、広報活動を行っている。

2 被害少年保護活動（警視庁）

犯罪等により被害を受けた少年は、心身ともに未成熟であることから、その精神的な打撃は大きく、心に深い傷を負うことが少なくない。そこで、都内8か所にある少年センターでは、少年相談専門職員がカウンセリング等による継続的な支援活動を行っているほか、少年警察ボランティアである「被害少年サポーター」と「被害少年カウンセリングアドバイザー」の協力を得て、被害を受けた少年の保護活動の充実を図っている。

少年の福祉を害する犯罪の検挙状況

(ア)令和5年中の少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」という）の検挙件数は515件、検挙人員は387人で、前年に比べ、検挙件数は48件（8.5%）減少し、検挙人員は65人（14.4%）減少した。

(イ)暴力団等関連事件の検挙件数は3件で、前年に比べ1人減少した。暴力団等構成員の検挙人員は2人で、前年に比べ2人減少、同構成員の関与率は0.5%であった。

(ウ)法令別検挙件数の内訳は、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が299件、218人で最も多く、次いで東京都青少年健全育成条例違反が142件、97人となっている。

(エ)被害少年は285人で、前年に比べ51人（15.2%）減少した。そのうち女子は241人で、8割強（84.6%）を占める。

第3節 いじめ対策（教育庁）

- (1) 「東京都教育委員会いじめ総合対策」に基づく、いじめ防止対策等の具体的な取組の推進

平成26年6月に成立した「東京都いじめ防止対策推進条例」に基づき、同年7月、「いじめに関する専門家会議報告」を踏まえて、公立学校を対象とした「東京都教育委員会いじめ総合対策」を策定した。令和3年2月に改定した「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に基づき、学校はもとより、都、区市町村教育委員会、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、社会全体でいじめ防止等の対策を推進している。

- (2) 児童・生徒の問題行動対応の充実

いじめや少年非行など、児童・生徒の問題行動や不登校は、多様化、複雑化の傾向にあり、その背景として児童・生徒の無気力・不安や規範意識の低下などが指摘されている。これらの生活指導上の諸問題に適切に対応するため、6月と11月に「いじめ点検月間」を実施してきたところであるが、平成9年度から「ふれあい月間」と改称し、問題行動等全般に対する学校の取組を喚起している。

令和5年度は、「ふれあい（いじめ防止強化）月間」として、6月、11月に実施した。

第4節 青少年の自立できる環境づくり

1 社会的養護を必要とする青少年への支援（福祉局）

保護者がいないか、又は保護者がいても様々な理由から家庭で暮らせない児童について、次の事業を実施することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。

- (1) 養育家庭（里親）制度

養子縁組を目的としないで、一定期間児童を里親家庭に迎え養育する制度。

- (2) 専門養育家庭制度

養子縁組を目的としないで、専門的ケアを必要とする児童を一定期間専門性を備えた養育家庭のもとで養育する制度。

- (3) 親族里親制度

児童の扶養義務者及びその配偶者が一定の要件を満たす児童を家庭に迎え養育する制度。

- (4) 養子縁組里親制度

特別養子縁組を目的として児童を里親家庭に迎え養育する制度。

児童を委託して、おおむね6か月の養育を経た後、養子縁組の手続きをとる。

養育家庭等登録状況（区児相含む）

区分	登録家庭数	委託家庭数	委託児童数
養育家庭	800	386	447
専門養育家庭	19	5	5
親族里親	17	17	28
養子縁組里親	454	49	51

資料：東京都福祉局子供・子育て支援部育成支援課（令和6年3月31日現在）

(5) フレンドホーム制度

児童養護施設や乳児院に入所している児童を数日間家庭において受け入れ、児童に家庭での生活を体験させる制度。

(6) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

家庭的な環境での教育が望ましい児童を、養育者の住居で5～6人養育する事業。令和6年3月31日現在30ホーム、委託児童120人である（区児相含む）。

(7) 児童養護施設の運営

児童養護施設は、保護者のいない児童や虐待されている児童等を入所させて養護し、あわせて自立を支援することを目的とする施設である。

東京都の児童養護施設は、令和6年3月1日現在、都立施設（東京都社会福祉事業団委託）6か所、民間施設61か所で、在籍者は合計2,800人（都立施設292人、民間施設2,508人）である。

(8) 養護児童グループホーム

児童養護施設入所児童のうち、地域の中で家庭的雰囲気のもと、施設から独立した家屋において、4人から6人の児童を養育している。

令和6年3月31日現在191ホームである。

(9) 専門機能強化型児童養護施設

治療的・専門的ケアが実施出来る体制を整備し問題を有する児童の自立を促進する「専門機能強化型児童養護施設」の設置（位置付け）を行い、問題を抱えた児童の入所の増加に対応するとともに、児童の自立促進を図る。令和6年3月31日現在39施設である。

(10) サテライト型児童養護施設

本体施設から、通常の交通手段を利用しておおむね20分以上の時間を要する場所に立地するグループホーム等を支援するために、児童養護施設本園に準じた機能を持つ「サテライト型児童養護施設」を設置し、グループホーム等への支援を拡充するとともに、地域支援や退所児童等の支援を強化する。

(11) 児童自立支援施設の運営

不良行為をした児童、又はそのおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させる施設で、都内に2か所（令和6年3月1日現在定員は、252人）設置している。

児童自立支援施設では、生活指導、学習指導、職業指導等を通じて児童の心身の健全な育成及び自立支援を図っている。

(12) 児童自立生活援助事業

児童自立生活援助事業は義務教育終了後の児童養護施設退所児童等であって、なお援助が必要と認められる児童を入所させて生活指導を行うこと等により、それら児童の社会的自立と豊かな人間性の形成を図ることを目的とする。令和6年3月1日現在24施設である。（令和6年度法改正により、自立援助ホームが拡充し、名称変更）

(13) 社会的養護自立支援拠点事業（ふらっとホーム）

社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等に必要な支援を適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うこと等により、将来の自立に結びつけることを目的とする。

令和6年3月1日現在3事業所に委託している。（令和6年度より地域生活支援事業（ふらっとホーム事業）から移行）

2 地域における若者の自立等支援体制の整備（生活文化スポーツ局）

(1) 子供・若者自立等支援体制整備の推進

社会的自立に困難を有する若者のための相談窓口の設置又は支援事業の新設・拡充を行う区市町村に対して、費用の一部を補助するとともに、区市町村職員向けに情報交換会等を行っている。令和6年度から居場所設置への支援を拡充している。

○事業開始年度 平成23年度、平成28年度再構築

(2) 地域支援者向け講習会

社会的自立に困難等を抱える若者やその家族を支援につなげるため、民生・児童委員等の地域支援者向けに、講習会を開催している。

○事業開始年度 平成20年度

(3) 地域の若者支援社会資源ポータルサイトの運営

若者支援機関の情報を提供することにより、区市町村における若者支援の充実に繋げることを目的としたポータルサイトを運営している。

<https://www.wakapota.metro.tokyo.lg.jp/>

○事業開始年度 平成30年度

(4) 若者をサポートするポータルサイト「若ぽた+」の構築【令和6年度新規事業】

新ポータルサイトを構築し支援団体相互の連携や支援情報の発信を強化していく。

○事業開始年度 令和6年度

(5) 「若者応援プロジェクト」【令和5年度終了】

長引くコロナ禍により社会的・経済的に取り残され、誰にも頼れず望まない孤独・孤立に陥り、悩みや不安を抱える若者を対象に、支援機関等の情報を広く発信し、相談への後押しを行い、社会全体で若者に寄り添い応援する気運を醸成する。

○事業開始年度 令和4年度

3 ひきこもりに係る支援（福祉局）

(1) 東京都ひきこもりに係る支援協議会

学識経験者、関係機関等からなる「東京都ひきこもりに係る支援協議会」を設置し、支援の在り方についての検討及び情報共有を行う。

(2) 普及啓発

ひきこもりについて悩んでいる本人、家族等を対象とした講演会の開催や、リーフレットの作成・配布、広告の掲載等により、普及啓発・情報発信を行う。

(3) 相談支援

東京都ひきこもりサポートネットでは、ひきこもりについて悩んでいる本人、家族等からの相談を電話、メール、訪問、来所により受け付けるとともに、ピアサポーター（ひきこもりの経験がある方やその家族）によるオンライン相談を実施する。また、年間12回、家族セミナー及び個別相談会を開催する。

※東京都ひきこもりサポートネットの詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.hikikomori-tokyo.jp/>

(4) 区市町村への支援

ひきこもり支援推進体制立ち上げ支援補助や、東京都ひきこもりサポートネットによる後方支援により、ひきこもり支援の充実に取り組む区市町村を支援する。

(5) 人材育成

ひきこもりに係る支援者等育成研修等事業を実施する。

4 非行少年等の立ち直り支援（生活文化スポーツ局）

第26期青少年問題協議会の答申「少年院等を出た子どもたちの立ち直りを、地域で支援するための方策について」（平成18年10月）の提言を受け、少年院出院者等の非行少年の立ち直りを図るための取組を行っている。

(1) 区市町村サポート事業

区市町村における再犯防止の取組を後押しするため、相談事業におけるこれまでの対応ノウハウを活用し、区市町村の課題やニーズに応じた研修会の開催、情報提供等を行う。

また、「再犯防止等の推進に向けた区市町村担当者連絡会」の開催により、都、区市町村相互の情報交換や、取組事例の共有を行い、相互の連携を図る。

○ 事業開始年度 令和4年度

(2) 「非行少年・再犯防止支援ガイドブック」の作成・配布

保護司をはじめ、区市町村職員、更生保護・福祉等の関係機関やNPO法人等の民間支援機関など、非行少年や犯罪をした者の社会復帰支援に携わる支援者の活動の一助とするため、再犯防止に資する社会資源等の情報を掲載したガイドブックを作成・配布している。

○ 事業開始年度 令和元年度

(3) 再犯防止に関する研修会

非行少年及び非行歴を有する若者等への支援に関わる支援機関を対象としてきたが、令和2年度からは、さらに、犯罪歴のある成人の支援についても対象とし、立ち直り支援の事例等を紹介する研修会を行うことにより、支援に携わるNPO法人等の民間支援団体や行政職員等の再犯防止に対する理解を醸成し、裾野の拡大と取組の支援を行っている。

○ 事業開始年度 平成29年度

(4) 再犯防止に関する WEB サイトの運営

犯罪や非行からの立ち直り支援に携わっている支援者の方や、犯罪をした人とその家族等を対象に、悩みや困難に応じた相談窓口等の検索や、再犯防止に関する情報を調べることができるポータルサイト「リスタ！NET」を運営している。

○ 事業開始年度 令和4年度

(5) 社会を明るくする運動

法務省の主唱による、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動である。国、都道府県、区市町村それぞれが推進委員会を設置して運動を実施しており、東京都は知事が推進委員会委員長となっている。

毎年7月の強調月間を中心に、各地区の推進委員会が運動の啓発キャンペーン等を行っている。

○ 事業開始年度 昭和26年度

(6) 協力雇用主制度の普及啓発

犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを支援する民間事業主である協力雇用主の拡大を図るため、普及啓発を行っている。

(7) 非行少年の再犯防止・社会復帰支援事業

保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分を受けた者の割合を見ると、無職者は有職者の約3倍となっている。このことから、非行歴のある少年が立ち直り、社会の一員として自覚と責任を醸成していくためには就労が重要であるという考えの下、保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用することで就労の機会を与え、本格的な就労に向けた第一歩としている。

○事業開始年度 平成27年度

